

平塚市地域防災計画 (地震災害対策計画、風水害等対策計画) の改訂について

神奈川県地域防災計画の改訂を受け、本市の防災・減災対策の実効性を高め、各種施策の充実・強化を図るため、平塚市地域防災計画を改訂します。

今回の改訂では、県計画の改訂内容や平成28年熊本地震、平成27年9月関東・東北豪雨災害の教訓等を踏まえ、地域防災計画の内容を再確認し、必要な見直しを行います。また、計画構成についても見直します。

1 改訂の特徴

◆地震災害対策計画

(1) 神奈川県による災害想定の見直しへの対応

- 地震被害想定を見直します。
- 津波浸水想定を見直します。

(2) 平成28年熊本地震の教訓を踏まえた対応

- 物資等の調達、供給体制を強化します。
- 外部からの支援の遅れに備え、現物備蓄の強化を図ります。
- 災害ボランティア団体との連携について検討します。
- 車中泊避難者への対策を進めます。

(3) 南海トラフ地震防災対策推進計画の位置付け

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことから、新たに「南海トラフ地震防災対策推進計画」を位置付けます。

(4) 関係計画との整合

- 神奈川県地域防災計画や平塚市総合計画、その他個別計画との整合を図ります。

(5) 計画構成の見直し

- 従前の「地震災害対策計画」に「東海地震に係る地震防災強化計画」を組み込み、新たに策定した「南海トラフ地震防災対策推進計画」と合わせて、新たな「地震災害対策計画」とします。

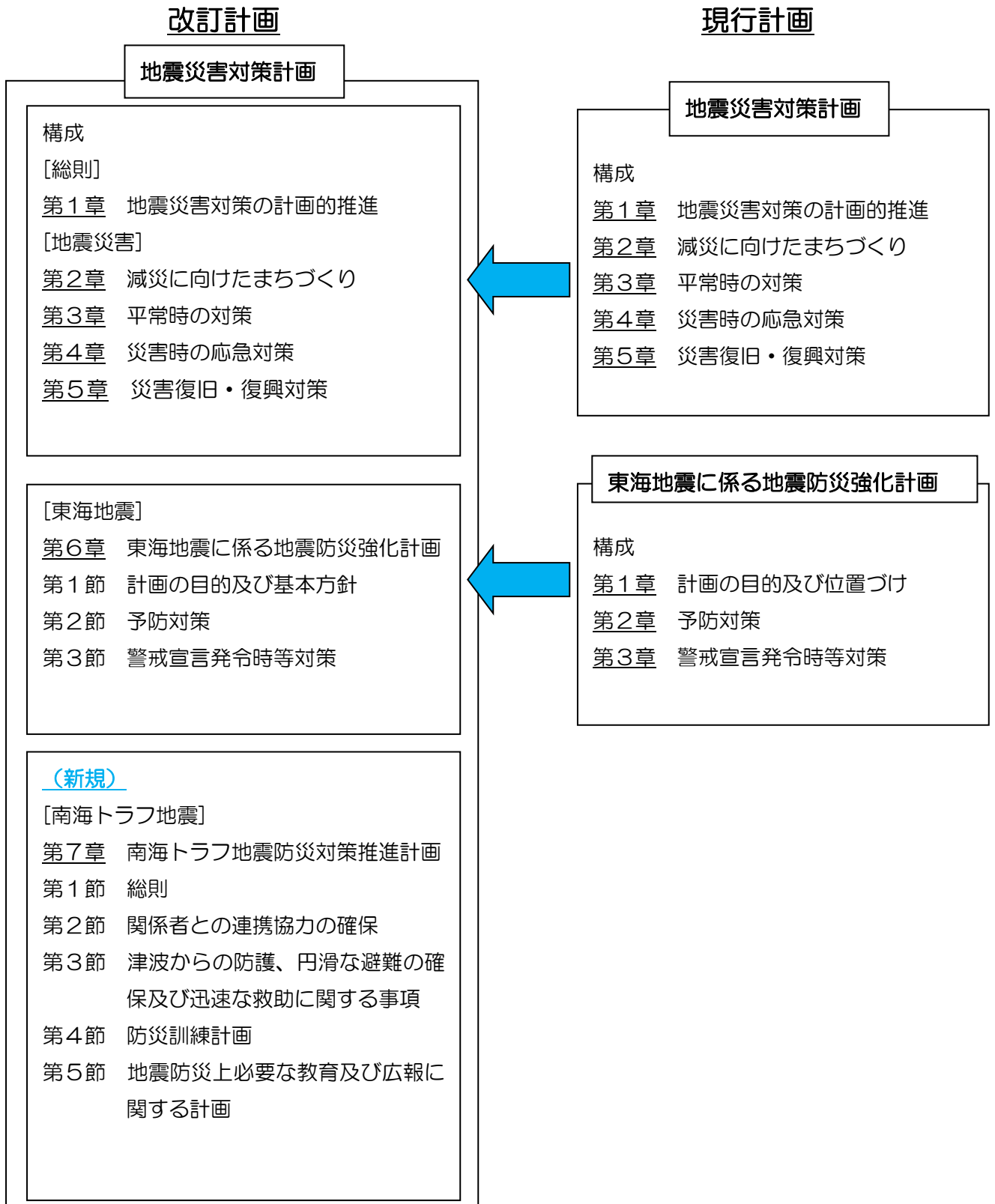
◆風水害等対策計画

- (1) 洪水浸水想定区域図の見直しへの対応
 - 洪水ハザードマップの改訂や新たに示された「家屋倒壊等氾濫想定区域」における避難対策の強化などを図ります。
- (2) 平成27年9月関東・東北豪雨災害等の教訓を踏まえた対応
 - 河川管理者や沿川市町等と連携した減災に向けた洪水対策の実施を図ります。
- (3) 水防法及び土砂災害防止法の改正を踏まえた対応
 - 要配慮者利用施設などの施設管理者による避難計画の作成など、施設利用者の安全確保を図ります。
- (4) 特殊災害対策へ「その他の災害に共通する対策」の位置付け
 - 現行計画に定めのない多様な災害に対応するため、「その他の災害に共通する対策」を新たに位置付けます。
- (5) 関係計画との整合
 - 平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）や神奈川県地域防災計画、平塚市総合計画、その他個別計画との整合を図ります。
- (6) 計画構成の見直し
 - 従前の「風水害対策計画」に「特殊災害対策計画」を組み込み、新たに「風水害等対策計画」とします。

2 計画構成の見直し内容

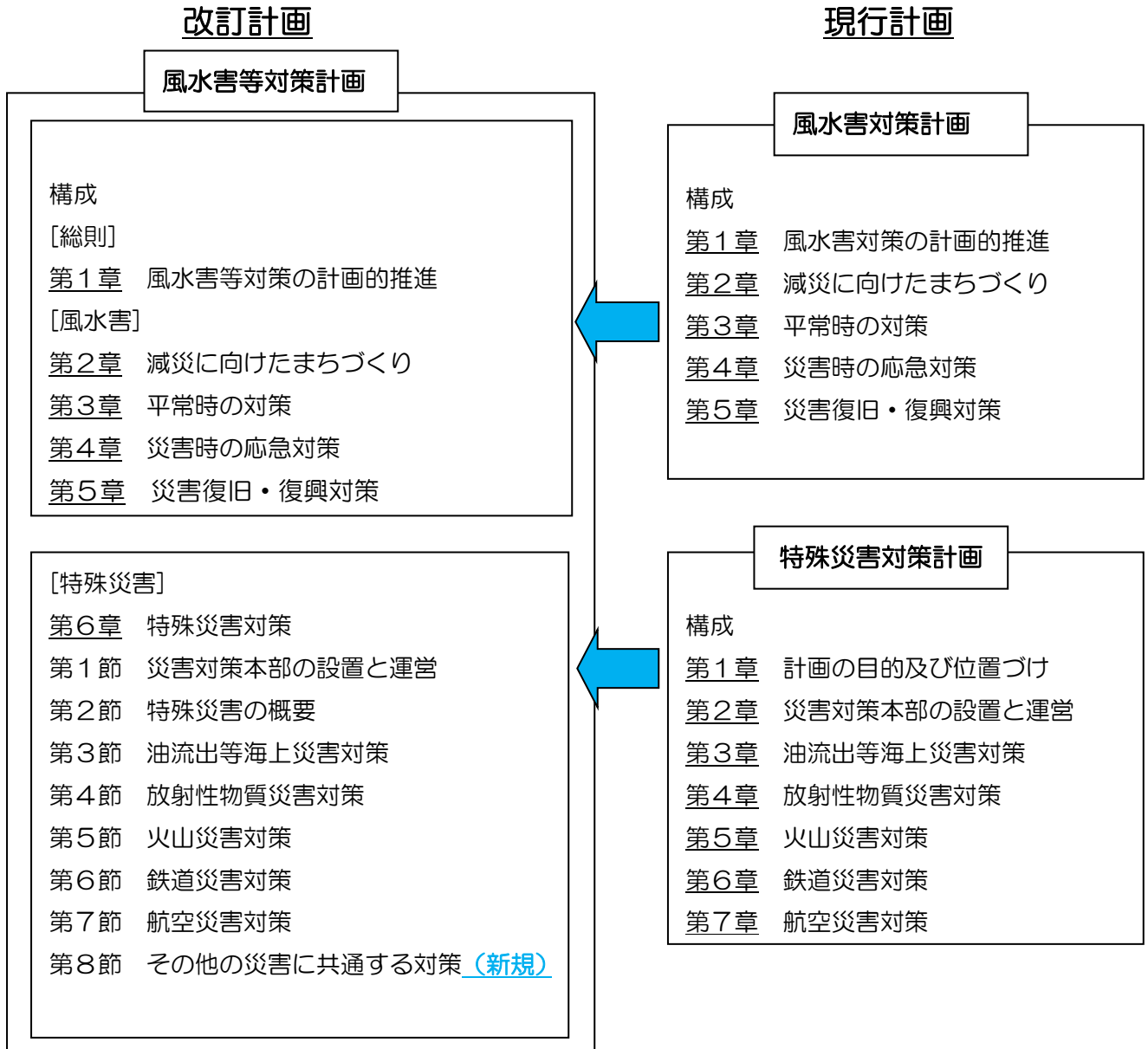
◆地震災害対策計画

従前の「地震災害対策計画」に「東海地震に係る地震防災強化計画」を組み込み、新たに策定した「南海トラフ地震防災対策推進計画」と合わせて、新たな「地震災害対策計画」とします。



◆風水害等対策計画

従前の「風水害対策計画」に「特殊災害対策計画」を組み込み、特殊災害対策へ新たに位置付けた「その他の災害に共通する対策」と合わせて、新たに「風水害等対策計画」とします。



3 主な改訂項目と内容

◆地震災害対策計画

体系		改訂内容
[総則]		
第1章 地震災害対策の計画的推進		
第1節	計画の目的及び位置づけ	○ 重点対策として、「物資の調達、供給体制の強化」を位置付けるなど平成28年熊本地震の教訓を踏まえて見直します。(P2)
第3節	地震被害の想定	○ 県が平成25年度から26年度にかけ実施した「県地震被害想定調査」の結果を反映します。(P8) ○ 県が「神奈川県津波浸水予測図」の見直しや「津波浸水想定」を設定したことに伴い、津波想定を修正します。(P16)
[地震災害]		
第2章 減災に向けたまちづくり		
第4節	津波対策	○ 最大クラスの津波に備えるため、平成29年3月に作成した津波ハザードマップを周知するとともに、訓練等における活用について記載します。(P33) ○ 立地適正化計画において、一部の津波浸水想定区域等災害リスクの高いエリアについて、防災意識を高める区域指定の検討について記載します。(P33) ○ 「ひらつか海岸エリア魅力アップチャレンジ」に基づく海岸エリアの整備にあたり、津波避難施設の整備について記載します。(P33)
第9節	建築物等の安全確保対策	○ 不特定多数・要配慮者などが利用する大規模建築物の耐震化促進について記載します。(P39) ○ 避難路沿道の建築物の耐震化促進について記載します。(P39)
第3章 平常時の対策		
第1節	災害時情報の収集・提供体制	○ Lアラート(災害情報共有システム)を活用した情報伝達について記載します。(P42) ○ 災害情報をより確実に伝達するため、防災ラジオの拡充による情報伝達体制の強化について記載します。(P43)
第3節	救急・救助、消火活動体制	○ 地震の揺れによる電気機器からの出火、停電復旧時の通電火災など、出火による延焼火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置推進について記載します。(P47)

第5節	避難対策	○ ペットとの同行避難について、飼主によるペットの健康管理や避難の際に必要な物など平時における備えについて記載します。(P50)
第6節	帰宅困難者対策	○ 「見附台周辺地区土地利用計画―改訂整備方針―」に基づき建設される(仮称)新文化センターなどの公共施設について、帰宅困難者用一時滞在施設をはじめとした防災機能の確保について記載します。(P51)
第7節	要配慮者等への対策	○ 避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)に基づき、庁内が横断的に連携し、個別計画の作成促進など、避難行動要支援者の支援対策の推進について記載します。(P52)
第8節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	○ 神奈川県地震被害想定を踏まえ、備蓄目標を見直します。(P54) ○ 外部からの支援の遅れを考慮して、現物備蓄の拡充について記載します。(P55) ○ 自助の取組みとして「家庭内循環備蓄方式(ローリングストック方式)」の普及啓発について記載します。(P55) ○ 避難所における良好なトイレ環境を早期に確保するため、マンホールトイレの備蓄拡充、環境整備について記載します。(P55) ○ 物資拠点の拡充を図るとともに、物資供給を円滑に行うため、物流事業者との協定締結について記載します。(P55)
第9節	医療・救護・防疫対策	○ 災害時に医療拠点としての機能を発揮するため、地域住民も参加する実践的な災害対応訓練等の実施について記載します。(P57)
第16節	災害ボランティア活動の取組み	○ 専門的知識を有するNPO等災害ボランティア団体との連携について記載します。(P69)
第17節	防災知識の普及	○ シェイクアウト訓練を通じた地震発生時の安全確保行動の普及について記載します。(P70)
第18節	防災訓練の実施	○ 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織等と連携した実践的な訓練の実施について記載します。(P71)
第19節	業務継続計画の策定	○ 国の「市町村のための業務継続計画作成ガイド」に基づき、非常時優先業務の整理等業務継続計画に必要な6要素を取り入れ、より実効性の高い計画への見直しについて記載します。(P75)

第4章 災害時の応急対策

第1節	災害対策本部の設置と運営	○ 災害対策本部における意思決定を円滑にし、迅速な災害対応を行うため、「災害対策戦略室」を新たに位置付けます。(P 87)
第3節	災害時情報の収集と伝達	○ DV被害者への影響を考慮するなど、安否情報の照会に際して、配慮すべき事項について記載します。(P 105)
第4節	救急・救助、消火及び医療救護活動	○ 県平塚保健福祉事務所が設置する地域災害医療対策会議との連携について記載します。(P 113)
第5節	避難対策	○ 避難情報の名称変更に伴い、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難指示」を「避難指示(緊急)」へ修正します。(P 117) ○ エコノミークラス症候群の要因になり得る車中泊避難者の早期把握と避難所への誘導について記載します。(P 124) ○ 福祉避難所から二次的避難施設への受入れ要請や移送体制について記載します。(P 125)
第6節	津波対策	○ 国の避難勧告等に関するガイドライン、県津波浸水想定等を踏まえ、避難指示基準、避難対象区域を見直します。(P 129)
第8節	保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動	○ エコノミークラス症候群への対応として、車中泊避難者等が発生した場合の巡回指導や水分補給等の周知について記載します。(P 134)
第9節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	○ 飲料水等の確保順序を見直します。(P 141) ○ 物資等の調達、供給体制の強化を図るとともに、協定締結事業者と連携した効率的な調達、供給について記載します。(P 151)
第11節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	○ 漁港管理者も道路管理者と同様に放置車両の移動等を行うことについて記載します。(P 156)
第15節	災害ボランティアの活動	○ 外国籍市民等を支援する「災害多言語支援センター」の設置及び運営について記載します。(P 174)

第5章 災害復旧・復興対策

第3節	被災者生活支援	○ 大規模災害時における、被害調査の人員不足に伴う速やかな県への応援要請について記載します。また、応援職員の受入れを想定した実施体制について記載します。(P 196)
-----	---------	---

		<p>○ 災害時の被災者再建支援の状況を一元管理することで、多岐に渡る被災者支援策を迅速に連携して実施するため、被災者台帳の作成など支援体制の構築について記載します。(P 199)</p>
--	--	--

◆風水害等対策計画

体系		改訂内容
[風水害]		
第2章 減災に向けたまちづくり		
第3節	河川改修等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相模川水系における新たな洪水浸水想定区域図及び今後公表予定の金目川水系における新たな洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップの改訂及び活用について記載します。(P 16) ○ 「家屋倒壊等氾濫想定区域」における住民の円滑な避難のため、立ち退き避難の周知及び啓発について記載します。(P 16) ○ 「相模川大規模氾濫に関する減災対策専門部会」における「相模川の減災に係る取組方針」に基づく、関係機関と連携した洪水対策の実施について記載します。(P 17) ○ 「神奈川県大規模氾濫減災協議会」において、関係機関と連携した取組方針を作成し、洪水対策の着実な実施について記載します。(P 17)
第3章 平常時の対策		
第1節	災害時情報の収集・提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ Lアラート(災害情報共有システム)を活用した情報伝達について記載します。(P 28) ○ 京浜河川事務所による緊急速報メールを活用した、相模川における洪水情報の配信について記載します。(P 28) ○ 災害情報をより確実に伝達するため、防災ラジオの拡充による情報伝達体制の強化について記載します。(P 29)
第5節	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑な災害対応と遅滞のない避難情報の発令のため、相模川水系と同様、金目川水系における風水害タイムラインの作成について記載します。(P 36) ○ ペットとの同行避難について、飼主によるペットの健康管理や避難の際に必要な物など平時における備えについて記載します。(P 36)
第6節	帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「見附台周辺地区土地利用計画―改訂整備方針―」に基づき建設される(仮称)新文化センターなどの公共施設について、帰宅困難者用一時滞在施設をはじめとした防災機能の確保について記載します。(P 38)

第7節	要配慮者等への対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、庁内が横断的に連携し、個別計画の作成促進など、避難行動要支援者の支援対策の推進について記載します。（P39） ○ 要配慮者利用施設管理者による利用者の避難に関する計画作成及び訓練を通じた避難体制の確保、市が県と連携して行う計画作成への支援について記載します。（P40）
第8節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部からの支援の遅れを考慮して、現物備蓄の拡充について記載します。（P41） ○ 自助の取り組みとして「家庭内循環備蓄方式（ローリングストック方式）」の普及啓発について記載します。（P41） ○ 避難所における良好なトイレ環境を早期に確保するため、マンホールトイレの備蓄拡充、環境整備について記載します。（P42） ○ 物資拠点の拡充を図るとともに、物資供給を円滑に行うため、物流事業者との協定締結について記載します。（P42）
第9節	医療・救護・防疫対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に医療拠点としての機能を発揮するため、地域住民も参加する実践的な災害対応訓練等の実施について記載します。（P44）
第15節	災害ボランティア活動の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的知識を有するNPO等災害ボランティア団体との連携について記載します。（P53）
第17節	防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織等と連携した実践的な訓練の実施について記載します。（P55）

第4章 災害時の応急対策

第1節	気象情報等の受理、伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象庁が新たに提供を開始した「大雨警報（浸水害）の危険度分布」及び「洪水警報の危険度分布」について記載します。（P60）
第3節	災害対策本部の設置と運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部における意思決定を円滑にし、迅速な災害対応を行うため、「災害対策戦略室」を新たに位置付けます。（P73）
第5節	災害時情報の収集と伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○ DV被害者への影響を考慮するなど、安否情報の照会に際して、配慮すべき事項について記載します。（P91）

第7節	救急・救助及び医療救護活動	○ 県平塚保健福祉事務所が設置する地域災害医療対策会議との連携について記載します。(P101)
第8節	避難対策	○ 避難情報の名称変更に伴い、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難指示」を「避難指示(緊急)」へ修正します。(P104) ○ 金目川水系沿川の避難所における教職員による避難所の早期開設及び避難者の受入れについて記載します。(P108) ○ 福祉避難所から二次的避難施設への受入れ要請や移送体制について記載します。(P112)
第11節	飲料水、食料及び生活必需品等の調達・供給活動	○ 飲料水等の確保順序を見直します。(P124) ○ 物資等の調達、供給体制の強化を図るとともに、協定締結事業者と連携した効率的な調達、供給について記載します。(P133)
第13節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	○ 漁港管理者も道路管理者と同様に放置車両の移動等を行うことについて記載します。(P138)
第17節	災害ボランティアの活動	○ 外国籍市民等を支援する「災害多言語支援センター」の設置及び運営について記載します。(P156)
第5章 災害復旧・復興対策		
第3節	被災者生活支援	○ 大規模災害時における、被害調査の人員不足に伴う速やかな県への応援要請について記載します。また、応援職員の受入れを想定した実施体制について記載します。(P174) ○ 災害時の被災者再建支援の状況を一元管理することで、多岐に渡る被災者支援策を迅速に連携して実施するため、被災者台帳の作成など支援体制の構築について記載します。(P177)
[特殊災害]		
第6章 特殊災害対策		
第5節	火山災害対策	○ 気象庁による噴火の発生等を観測した際に発表する「噴火速報」や降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を予測する新たな「降灰予報」について記載します。(P199、P203)
第8節	その他の災害に共通する対策	○ 多様な災害に対応するため、災害発生時の情報収集や連絡、応急対策活動等について記載します。(P214)